

邑楽町告示第143号

平成22年第2回邑楽町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月19日

邑楽町長 金子 正 一

1. 期 日 平成22年11月24日
2. 場 所 邑 楽 町 役 場 議 場
3. 件 名
 - 1 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - 2 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例
 - 3 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○応招・不応招議員

○応招議員（16名）

1 番	小 島 陸 夫 議員	2 番	遠 藤 幸 夫 議員
3 番	大 野 貞 夫 議員	5 番	田部井 健 二 議員
6 番	小 沢 泰 治 議員	7 番	山 田 晶 子 議員
8 番	岩 崎 律 夫 議員	9 番	加 藤 和 久 議員
1 0 番	小 島 幸 典 議員	1 1 番	立 沢 稔 夫 議員
1 2 番	小 倉 修 議員	1 3 番	横 山 英 雄 議員
1 4 番	本 間 恵 治 議員	1 5 番	細 谷 博 之 議員
1 6 番	相 場 一 夫 議員	1 7 番	石 井 悦 雄 議員

○不応招議員（なし）

平成22年第2回邑楽町議会臨時会議事日程

平成22年11月24日（水曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第59号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 4 議案第60号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 5 発議第6号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

○出席議員（16名）

1 番	小 島 陸 夫 議員	2 番	遠 藤 幸 夫 議員
3 番	大 野 貞 夫 議員	5 番	田部井 健 二 議員
6 番	小 沢 泰 治 議員	7 番	山 田 晶 子 議員
8 番	岩 崎 律 夫 議員	9 番	加 藤 和 久 議員
10 番	小 島 幸 典 議員	11 番	立 沢 稔 夫 議員
12 番	小 倉 修 議員	13 番	横 山 英 雄 議員
14 番	本 間 恵 治 議員	15 番	細 谷 博 之 議員
16 番	相 場 一 夫 議員	17 番	石 井 悦 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
中 村 紀 雄	総 務 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田 口 茂 雄	事 務 局 長
田 部 井 春 彦	書 記

◎開会及び開議の宣告

○相場一夫議長 ただいまから平成22年第2回邑楽町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時02分 開議〕

◎諸般の報告

○相場一夫議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期臨時会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○相場一夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において小倉修議員、横山英雄議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○相場一夫議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第59号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

○相場一夫議長 日程第3、議案第59号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第59号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

平成22年8月10日の人事院勧告による国家公務員の給与改定等の取り扱いに準じて、邑楽町職員の12月期の期末手当、勤勉手当を合わせて、100分の220から100分の20を減じ、100分の200とし、年間では100分の415から100分の395とするものであります。また、給料表の減額改定職員については、4月から11月までの給与額に0.28%を乗じて得た額と、平成22年6月期の期末・勤勉手当に0.28%を乗じて得た額を12月期の期末手当で減じるものであります。さらに、55歳を超えて6級に在職する職員については、給与額に1.5%の減額措置を行い、これらの改正に合わせて関係する条例の条文を整備いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小倉議員。

○12番 小倉 修議員 ただいま町長のほうから人事院の勧告によるということでございますけれども、邑楽町職員の給料に関しましては、私の見ている範囲内では、それだけの精いっぱいの中で一生懸命やっていると、財政的にもそれに賄うだけの仕事をやっていると。年間の中で手当が10万前後ですか、下がるわけですが、職員の意識というか、考え方というか、仕事をそれ以上に、金銭面ではなく、それ以上に町のために、町民のためにやるという姿勢があるならば、私は別段下げる必要はないと。何が何でも下げるのだということではなくて、町三役の給料を下げて私賛成でございますが、職員の手当を下げるということに對しましては、それ以上に職員の能力なり、行動力なり、力を発揮してもらえば、町はもっともっとよくなるのではなからうかと私は思うのでございまして、町長はどのように思っておるのか、まずもってお聞かせ願いたい。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

この人事院勧告につきましては、民間の給与格差等を調査した中でその公務員の人件費ということが勧告されるわけございまして、この部分については、私はその時々を経済状態あるいは民間格差の部分についての比較検討されての勧告であるというふうに受けとめております。

さて、そのことについて職員のやる気、そして町民の皆さんへのサービスということについて、この勧告が関係をして士気の低下、あるいは行動ということが低下するということは、私はないと思っておりますし、日ごろの職務遂行に当たっては、職員、一生懸命取り組んでいただいていると、そのように受けとめております。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 人事院の国家公務員に対する社会の状況等は、人事院が国の国家公務員に対する内容の中で考えて、国の流れの中で考えているわけございまして、邑楽町が直接、準ずるわけでございますけれども、私は国の人事院よりも、やはり町としての町長の考え方、財政力指数、邑楽町としての考え方からすれば、私はあえて国の人事院に合わせる必要はないのではないかと。

要するに、北海道の夕張にしたってそうです。あれは人事院の勧告に合わせていないと思うのです。極端にマイナスになれば、これからは地方は地方なりに責任を持たなければならぬと。あくまでも国の人事院は、国の職員に対する内容の中での勧告ではなかろうかと思うのですが。これからは各市町村ごとにいろんな状況が変わってくると思うのです。あくまでも、何が何でも人事院に合わせることは必要ではないのではないかと私は思っているのですが。北から南まですべてがその状況の中で当てはまればよろしいわけでございますけれども、私はそうはいかないと思うのです。やはりその状況等を町長はよく考えなければならぬ状況ではないかなと私は思っているのですが。もう一回お願いいたします。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 特に最近では、地域主権、地域の状況ということが重んじられてきつつある時代でもあります。そういうことを考え合わせれば、その時々状況によって、そういった、具体的に夕張市の例も挙げられましたが、その自治体における財政状況等を踏まえていけば、人事院勧告どおりということの部分、当たらない部分もあるかもしれませんが、現状ではやはり町の財政状況、そして人事院勧告の勧告の趣旨ということをかみ合わせていけば、今、邑楽町における状況というのはそれで妥当性があるのではないか、こんなふう思っております。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 邑楽町のはっきりした状況というのは、町長の口からは感じなかったわけでございますけれども、私の感じている面では、職員の給料、手当に関する内容を下げるということは、私は余り好ましくないと思っております。それはなぜかと申しますと、職員は職員なりに一生懸命仕事をやっているという状況が私にはうかがえると。あなたの給料を下げる、手当を下げるということは、私は大賛成です。国の人勤に合わせた中での下げるという内容でございますので、質問を終わります。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第59号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第60号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第4、議案第60号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第60号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました本町職員の期末・勤勉手当に準じまして、邑楽町長、副町長、教育長の12月期の期末手当を100分の220から100分の20を減じ100分の200とし、年間の支給率を100分の415から100分の395といたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 ただいま町長から提案がございました邑楽町長、副町長、そして教育長の給与に関する条例の提出でございますけれども、ここに書いてあります副町長、教育長については不在でございます。あなたが町長に就任して以来、一度も、前教育長が任期中はありましたけれども、それからだれも再選されておられません。その状況を踏まえた中で、この減額が妥当なのかどうか、お答え願いたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 この提案が妥当かどうかということではありますが、副町長、教育長、現在おりませんが、今後そのような状況になるということも皆無ということではありませんので、提案ということについては妥当性と、そのように考えております。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 この中で副町長については、議場の中では「今、交渉中であるから、同意が得られ次第上程します」ということでした。それ以来、何ら名前も挙がりませんし、教育長につきましては1年2カ月、3カ月、不在でございます。その現状を踏まえた中で町長は、いずれ出すというふうな答弁でしたけれども、それまでの町長の責任ということもあると思います。ましてや、あなたは、当初町長になるときには、退職金はもらいませんということで、町民を欺いた中で当選

されました。当然、そういうことからすれば、私はもっともっと、みずから減額すべきだと思いますが、ご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 この問題については、さきの議会の中でも多くの議員さんのご意見をいただいて、そして現在の支給ということになっておりますので、その点については減じる考え方はありません。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 それでは、この減額が妥当だと思っているならば、それはそれで結構です。ですが、不在のままきっている現状を踏まえたときに、あなたはどのような責任をお考えなのか、お持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 在任をしている、していないということについての責任をどう感じるかということでもありますけれども、私は一日も早くということは常々申し上げているわけではありますが、なかなかその状況ということが見出せないという部分が私自身の中にありますので、いろんな問題等の起きないように公務を執行していき、町民の皆さんにその責を果たしていきたい、こんなふうに思っております。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第60号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第6号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第5、発議第6号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

細谷議員。

〔15番 細谷博之議員登壇〕

○15番 細谷博之議員 発議第6号 呂宋町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をさせていただきます。

先ほど呂宋町職員の給与、賞与等、並びに町長等の期末手当が削減となりました。私たち議会議員の期末手当につきましても、その均衡を図るべく、12月期の期末手当を100分の220から100分の20を減じて100分の200とし、年間100分の415から100分の395にしようとするものであります。

議会運営委員会に所属する議員全員の賛同を得、提出させていただきますので、よろしく審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小倉議員。

○12番 小倉 修議員 ただいま提出者のほうから説明がなされたわけですが、私の手当を下げてはならぬということで私は委員会のときから申し上げておるのですけれども、今回の執行部の中での人事院による内容の中で、均衡を図るために議会も議会運営委員会全員で賛同してこういうものを出したという説明があったわけですが、議員の報酬を下げると、手当を下げると。今でも私は高くないのではないかなと。22万7,000円をベースにした中で、報酬をベースにした中で、手取り17万と。選挙をやって我々も選ばれておる議員でもございます。今度何か区長会のほうから16名を14名にしろと、定数も削減の方向でいっておると。そしてまた、いろんな町民の話だと、議員も日割りがいいのではないかと、時間割りがいいのではないかと、そんな声も出ておると。そういうことを踏まえた中で、もう一回提出者のほうから聞きたいのですが、何で下げるのか教えていただきたい。

○相場一夫議長 細谷議員。

○15番 細谷博之議員 ただいま小倉議員から何で下げるのかという説明をしてもらいたいということですが、職員、また執行部ですか、その人たちが先にこういう形で減額されるわけです。議員もこれに沿って減額することが必要な、そのように思っています。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 執行部が下げると。人事院勧告、職員給料、生活給。我々は報酬だと。提出者に伺いたいのは、もう一つ、報酬と給与と、この感覚をどのように考えたのか。それから、その給与と我々選挙で選ばれたる地方議員、要するに人事院の勧告による国家公務員の給与と選挙で選ばれたる地方議員の報酬とのかかわり合いを説明願いたいと思うのですが。我々は報酬です。当然のごとく、議会運営委員の方々もご存じだと思うのですが、報酬とは何ぞやと。これは当然わかつ

ておられることと、基本的にわかっていなければおかしいわけでございますけれども、我々は報酬です。なぜならばと申しますと、補欠で上がったとしても、1期でも、これは8期の先輩議員でも全部同じなのです。職員は、邑楽町には1級から6級までありますよね。市だと8級まであるか10級まであるか知りませんが。やはり初任給の方と6級の方というのは、おのずから全然違いますよね。これは生活です。議員は、先輩議員であろうが、1期の議員であろうが、すべて同じです。そしてまた、他町との関係もそうです。議員の報酬も、ほかの市町村と同じではないと思うのです。大泉でも、千代田でも、板倉でも、すべて違っていると思うのです。すべて違うと思うのです。邑楽町の議員の手当、報酬が大泉と同じですか。我々の選挙で選ばれた人間と、国の国家公務員、また邑楽町職員とも、私は条件が全く違うと思うのです。その点、もう一回説明してください。

○相場一夫議長 細谷議員。

○15番 細谷博之議員 ただいま小倉議員のほうから給料と報酬ということで質問されましたが、それと今言った手当に対しても、確かに各町村によって一律ではないと思います。その町の状態によって、その報酬も、大泉は大泉で、邑楽町から言えば少し高いのかな……

〔「少しよりも高い……」と呼ぶ者あり〕

○15番 細谷博之議員 そうということで、差はありますけれども、給与と報酬ですか、今、小倉議員が言ったとおり、市議会、それと町村、そういう中ではそういう報酬、また給与ということで、呼び方が違うと思いますけれども、今回の削減ですか、これに対しては、議員発議ということですので、もし人事院とか、そういうことには関係なく、職員の手当、また執行部の手当は人事院ということで出されていると思いますけれども、議員は議員発議ということで、それには関係なく、議員発議として出したわけですが、一応、少なくとも職員、また執行部が削減されるということになれば、議員がみずからやっぱりそれに準じる、そういうことだと思っています。そういうことで、この削減案を議会運営委員会で話し合った中で、発議ということで提出した次第でございます。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 職員の給与と議員の報酬と。報酬とはと。仕事や労働、要するに骨折りに対しての謝礼やらお礼やら、金銭面での手当ということになるわけでございますけれども、16名の議員が全くろくな仕事をやっていないということであれば下げてもよろしいかと思いますが、私は、今のベースとして22万7,000円の報酬の中での手当がくつつくわけでございますけれども、他町村と比べましても大変低いというふうに感じております。そしてまた、町民等の考えの中では、低ければ低いほどいいと、できればゼロにしたいというような町民の望んでいる人もおられる。議員なんかと。今の22万7,000円の報酬の中での手当、これが高いと思っている議員はおらないと思うのです。

私は、これから議員の方向というのが心配なのは、下げれば下げるほどいいというような風潮が

強くなってくると。ただ人事院勧告だから下げべえという考えの中では、私は将来的に心配が出てくると。今の22万7,000円の報酬が高いとは全く思っていない。安いとは言わない。高いとは思っていないよ、おれは。それを全く国の、職員のベースを決めるのを人事院勧告に合わせて、この低い議会の中での報酬、手当をもうちょっと低くしよう。議員がみずからそれをやるということは危険があるのではないかなと思っています、これから。定数を減らせ、日当なり、出席時間にしろ、日数割りにしろ。邑楽町をよくしよう、これからの町をこうしようと思う有権者の中から、おれは選挙に出るのだと、邑楽町をこうやってよくしようと思う人がますます出なくなってくる。うちでお茶飲んでいてもしょうがないから役場へ行ってお茶飲んでくるかというような気持ちであれば、私はこれでも結構だと思います。それをみずから議員が火に飛び込むような、わけもわからない人事院の中で、職員は準ずると。でも、職員だったって気の毒ですよ。

しかしながら、職員は、先ほども申しましたように、初任給から定年間際の6級の人の給与というのはベースとは大袈沙差があるのですよ。我々議員はみんな同じですよ。1期も10期もないのですよ。それなりにみんな平等に頑張っているのだ。これは私は最低のベースだと思いますよ、邑楽町は今。逆に下げ過ぎたのかなと。これから先の将来の町議会のあり方を考えれば、私はここで考えなければならぬと。ここが私は踏ん張りどころかなと思うのですよ。何でも国が下げたのだから町も下げべえと、ついでに議員も下げべえと。ついでではないですよ、提出者。基本、ただ下げればいいというものではないと思うのですよ。

今の発言だと、ただ下げるといような感じ方もするのですよ、私は。議会のベースではなくて。執行部が下げたのだからおれなんかも下げべえやと、そうじゃなきゃ有権者が怒るんべえと。私はとんでもないことだと思うのです。これから区長会やら何やらいろいろの考え方の中で、総体的に議員の方向性というのが決まってくるのではなかろうかなと思っているのです。今が一番私はレベル的に下かなと思っているのですよ、こういう問題は。提出者、どう思われますか。私の言うことは間違っていますか。お答えください。

○相場一夫議長 細谷議員。

○15番 細谷博之議員 ただいま小倉議員が私の考えは間違っていますかということですがけれども、それは間違っていないと思います。議員の人の中にも、きっと今、小倉議員が言ったように思っている議員もいると思っています。ただ、こういう中で、先ほど言ったとおり、職員、執行部は人事院勧告という形の中で下げる。そこで、では議員が、今の小倉議員が言ったとおり、安い報酬で、それを下げることはない、そういう意味のことだと思いますけれども、少なくとも議員としてやっていく中で、議員だけが上げたほうがいいのかと、そういうわけにはいかないと思います。だから、そういう中では……

〔「上げるんじゃないくて、今のままですよ」と呼ぶ者あり〕

○15番 細谷博之議員 このままでいいか悪いかということにすれば、先ほど小倉議員が言ったとお

り、そういう気持ちもあると思いますけれども、では議員が何もせずにこのまま、議員はいいよと、そういうわけにはいかないかな、そういう中で議会運営委員会で話し合って議発という形で皆さんに、議員の議会運営委員会の皆様に了解をとって、それできょうの臨時会で議発としてやったことでございますけれども、もし皆さんがこれに賛同してもらえれば、そういう形でやっていきたいと思ひます。

以上です。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 提出者から私の考えは間違っていないというふうなお話をいただいたわけですが、ここで議長、提出者のほうで賛同者、議会運営委員会で皆さんで真剣に決めたということでございますので、本会議を休憩していただいて、全協を開いてもらって、この議会運営委員の経験豊かな皆様方から、一人一人の意見が私は聞きたい。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 過去に人事院勧告に従って給料を議会も下げてきた経過がございます。しかしながら、人事院勧告で給料を職員が上げるときに、議員の給与は上がりません。それは過去に審議委員会等をつくった中で審議していただいて決定した経過があると思ひます。そういう部分では、私もそれに準じて下げるのがいいかどうかということについては疑問があります。しかし、過去に議員の定数、26人、本来ですといふわけですが、16まで削減してまいりました。削減したときに、ではその分の給与を残った議員の人たちに上乘せして払うとか、そういう方法もあるのではないかというふうなことも私も考えたこともありましたけれども、実際には人員を削減しただけで、給与には転嫁してありません。ですから、議会は議会の中で町民のことを考えながら、私は今までやってきたのではないのかなというふうに思っています。

まして、議会の構成を見ましても、私ももうわずかで60になります。私が一番若いのが邑楽町議会の現状でもあります。本来ですと、議会の議員の構成からすれば、やはり40代、30代、いろんな人がいて議論を交わした中で一つの議会の、町の方向性を見出していくのが、私は議会の立場だと思ひています。そういう部分で考えるのであれば、余り給与等を減らしてもらうのは、新しい若い人たちに議員になっていただくためには、私は耐えられない、そういうふうにも思っています。

先ほど小倉議員が言いましたけれども、議会運営委員会の中でいろんな議論を闘わした中での結果ならば、私も仕方ないかなと思ひますけれども、小倉議員が言いました、そしてまた私も、本来であれば人数を減らしてでも給与をもっとたくさんくれて、若い人が出られるような、そういう環境もつくってもらいたい、片やそういう気持ちもござひます。そういうことを踏まえた中で、やはり皆さんの意見を集約していただければ一番いいのかなというふうにも思っています。そういう点では、今後の邑楽町の議会のあり方を真剣に考えた中で方向性を見出していただければとい

うふうに思います。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

遠藤議員。

○2番 遠藤幸夫議員 私もこの考え方については反対の考え方を持っておりますが、そこで発議者にちょっとお尋ねをしたいと思います。

「人勤」と一口に言っておりますけれども、基本的には、先ほど来お話に出ているとおり、国家公務員と民間の事業所、これは実はこういう基準があるのですね。かつては100人以上の事業所の中から、全国では約1万1,100事業所をモデルとしまして、4月分の給与、約45万人を対象にして民間の方々の給与と、それから国家公務員の約26万人、これを比較して出しているわけであります。そうした中で実際は、一口に事業規模はそういう形でとれますが、仕事の種類についてはそれぞれいろいろな業種があるわけです。役職の段階の方もいれば、勤務地域もそれぞれ違う。また学歴や年齢、それらを同じくする者同士を比較してその差を出しているのがこの人事院勧告かと思っております。ということは、少なくとも、先ほど来これも給与と報酬ということで出ているわけですが、発議者はどうしてこういった、ここの議会のように議員と、今言ったような職種等を考えて人勤を出すのに、職員も町の執行部も減じたのでそれに沿うという言い方をしましたけれども、沿う根拠が、私にとっては大変抽象的過ぎて全く理解ができないのですが、その辺についての説明をもう一度お願いしたいと思います。

○相場一夫議長 細谷議員。

○15番 細谷博之議員 今、遠藤議員から、議発で出す削減案ですか、全く理解ができないということとでございますけれども、執行部また職員は多分人事院勧告ということで出されて、それに沿ってやったことだと思います。私たちが議員発議で、議会運営委員会でこの問題を話し合ったときに、少なくとも、では議員発議でやったほうがいいでしょうということで議運の中では決まりました。それで、これは議員は、今、小倉議員も言ったとおり、議員は選挙やって出てきたのだと、そういうことからすると、人事院とか何かには関係なく、議員は議員で話し合っただけで決めたほうがいいということで議員発議になったわけですが、少なくとも職員また執行部が人事院勧告で決めたわけですが、少なくとも議員が、では関係ないやと、そういうことでやれるか、そういうことを考えた中で議員発議で、同じかもしれないけれども、議員発議ということで出して議員の皆様に了解をしてもらおうということで決めた発議です。

以上です。

○相場一夫議長 遠藤議員。

○2番 遠藤幸夫議員 職員それから執行部については人勤に準じて行くと、そういった中での、議員については人勤に従うということではなくて、そういった状況を踏まえながら、議員みずからそういう考え方を示したいのだということで発案をしたようですが、私、この時期に例えば、時期も

悪いのかなとは思いますが、先ほど来、町長のほうからも地域主権云々というようなお話もありました。まさに地方自治のあり方というのが問われるときかなというふうにも思っております。そうした場合に、この地方分権の時代に、さらにこれから町を大いに発展させ育てていくような立派な議員も育てる必要が、私はこれから真に必要なになってくるかなというふうに考えております。

そうした中で、22万7,000円という報酬であります。今回は報酬そのものではないわけですが、期末手当にしてもしかりであります。やはりしっかり生活もでき、しっかりそれこそ町のことを考えていくような立派な議員も育てていく、それがいい町づくりのための手法かなというふうに考えているものであります。そういったことを考えていきますと、確かに人勧では下がっている。しかしながら、周りの町村を見ても、決して邑楽町が高いわけではない。こんなときを考えますと、そここのところもまだまだ検討して、今回人勧が出たから、職員それから執行部に準じてすぐここで沿っていくというような方向を出すのはまだまだ時期尚早かなというふうに思いますが、発議者のご意見をお聞きしたいと思います。

○相場一夫議長 細谷議員。

○15番 細谷博之議員 今、遠藤議員から時期尚早ではないかという話ですけれども、職員、執行部の給料ですか、これが一応出たわけですが、そういうことがなければ議員発議で云々という話も多分出なかったと思います。それが出た中で一応、遠藤議員は時期尚早ではないかと言うけれども、たまたまそういうタイミングの中で出てきましたので、そういう中で判断して、では議員発議でやったほうがいいのかということで議運で決まりました。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

横山議員。

○13番 横山英雄議員 先ほど来から出ているように、給与と報酬、別物ですから、やはりもう一回全協開いてやったほうがいいのかではないですかね。職員の場合は、先ほども小倉議員が言ったように、上がっていくのですよね。議員は何期やろうが、1期でも同じなのです。自分たちで、決められたレールの中でずっと決まっているのですよ、給与は。全然別物ですから。これはほか、人事院勧告で職員が下がったからおれたちもやろうというのは、ちょっと危険性があるのではないかなと思います。

邑楽町の22万7,000円というのは、千代田にしても、板倉、明和等と比較して、大泉とは大変差がありますよね。多少ではないですからね。知っているのでしょう、給与、大泉の。だから、もうちょっと、全協でも開いて、一つの意見を集約したほうがいいのかと思いますけれども。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野議員。

〔3番 大野貞夫議員登壇〕

○3番 大野貞夫議員 私は、今回のこの発議第6号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に賛成をする立場で討論をいたします。

過日の全員協議会の中で議員の報酬、この問題が討議をされました。私はそのときに、必ずしも今の私たちの議員報酬、先ほどから出ております基本報酬の22万7,000円については決して高いとは思っておりません。いわゆる議会議員という中にも市会議員や県会議員、国会議員、いろいろあるわけですが、どこでどう線引きをするのかという問題もありますけれども、町村議については必ずしも私は決して高いとは思っておりません。先ほど来から出ております、より立派な議員さんに出てもらう、こういう観点からするならば、むしろもう少し報酬を上げてもいいのではないかという考えすら私は実は持っておるものでございます。

今回、この発議第6号については、先ほど来から議員報酬ということで話がそこにっておりますが、この件については、いわゆる期末手当をどうするかということが問題だというふうに私は理解をしております。いわゆる期末手当というものは、いろいろ人事院勧告と云々の話がございしますが、その時々を経済情勢によって人事院勧告も上げるか下げるかというような観点から行われているものと私は認識をしております。ですから、先ほどの職員に対する問題と、それからいわゆる特別職と言われている町長を初め三役、そして私たち議会議員の立場からすれば、おのずからそこには違うものがあるというふうに私は考えております。

その点で今、経済情勢いろいろあります。そして、過日も話がありましたように、町民の一団体、区長会のほうから、議員の定数削減という話も出ております。これらを考えてみますと、私はここで職員並びに特別職、こういう整合性という点から考えても、町民により深く理解していただくためにも、ここで私たちが、基本的に我々の先ほどの話の中でわかる面もございしますが、今回のこの期末手当についてはやはり賛成せざるを得ないのではないかと、これが町民の理解を得る一番の方法ではないかという点から、その整合性並びに私の政治的判断から、私は今回のこの発議に対して賛成ということをもって討論をいたしたいと思っております。

以上です。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

小倉議員。

〔12番 小倉 修議員登壇〕

○12番 小倉 修議員 発議第6号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、反対の討論をいたします。

先ほどの報酬22万7,000円、私はこのベースに対する4万5,000円の手当等のマイナスについて反

対ということに對しましては、この4万5,000円を下げることによっての、邑楽町の今回の農業面での乳白米だとか価格の暴落だとか、農業者に対する手当等、具体的な内容の中で、議員もそれなりに町の状況等を考えた中でこの手当を、どうだい皆さんということであるならば、0.20ではなくて、私はもっともっと大きな中での減額にしても、これは年月かけて3年なり5年なり、農業者が立ち直るということであれば、議員さんも考えていただきたいということであるならば、私は報酬も……生活給与と違います。報酬でございます。仕事はやっているけれども、金銭面での謝礼やお礼やら、もうちょっと町民のことを考えれば、農家も大変だということであれば、4万5,000円ではなくて、6万円でも7万円でもいいのではないかなというようにことが私は議員の役目かなと思います。ただ単に人事院勧告、人事院の勧告による国家公務員の給料が下がったと、だから我々選ばれた議員も職員と同じように下げべえじゃねえかと。それよりも私は、議会に対する方向等が非常に心配されると、先行きが。

他町村を見ますと、22万7,000円、人口割にいたしましても、えらく多い場所もございます。今の我々の手当なり報酬なりは、私は決して高くないと、逆に低いのではないかと。今は上げるということではなくて、議論の中では、私は今の水準を保つのが今の現職の議員の役目ではなかろうかと思っています。下げればいいというものではない。職員が下げれば下がったほうがいいと。何か違うのではないかなと思うのです。給与体系も違います、議員と職員は。私は職員も下げることはないと言っておりますけれども。議員と職員ですら内容が違うのですよ。8期やった人が60万も70万ももらっているなら結構ですよ、経験を生かして。町のために一生懸命やっているのですから。しかしながら、2期も、我々は3期も8期もないのですよ。同じなのですよ。報酬なのです。

ですから、町の災害が起きた、大きい火災が起きた、水害が起きた。今回は農家が1俵5,500円ぐらいの米を出しているのです、60キロ当たり。大変です、農家は。それなんで、執行部がこんな具体的な、こういうことを農家にやっていきたいのだと。できるだけのことをやっていきたいなんて、そんな頭ですから、農家だったってぴんとしませんよ。生きるか死ぬかかるときに、できるだけのことをやってやりたいなんて、そんな言い方はないのです。こういうことをやるのだということを出し出すことは当然だと思うのです。

そのためには私は、0.20ではなくて、もっと大きくてもよろしいのです。そうではなくて、人勤に対する内容で下げたいということであるから、私は反対討論です。もうちょっとはっきりした中での方向性を決めなければ、私は今後議会に対する内容というのは下がると思いますよ。私は議を外れて町民になれば、議会内容から打ち出すのかなという人も出てくると思いますよ。

私は、今回は議会の最低のレベルの保持だということで、この案については反対の討論といたします。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

遠藤議員。

〔2番 遠藤幸夫議員登壇〕

○2番 遠藤幸夫議員 発議第6号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

先ほど来、質問もいたしました。私は3点について、特にこの反対を表明するものであります。基本的に給与と報酬は、先ほど来も話が出ておりますが、全く違うものでございます。給与につきましては、その職歴等が加味されてまいります、議員の報酬については、議員を何期やっても同じだということの、そういった意味での違いがございます。

また、2点目としまして、人事院勧告で勧告をする際、ラスパイレスというのがあるわけですが、そのラスパイレスは、先ほどの職歴、それから地域性、職制、経験、学歴等が加味されます。そういったことを考えますと、議員報酬についてはそれらは全く加味されていないということがございます。

そして3番目に、立派な議員をこれからも育てていくためには、私は今の邑楽町の議員報酬そのものが決して高いとは思っておりませんし、こういった手当等につきましても人事院に合わせて削減するような、そういったことでは健全な地方自治が運営できないというふうに考えますので、この発議に対しまして反対をするものであります。

以上です。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

先ほど全協との要望がありましたから、皆さんにお諮りをします。全員協議会を開くことに賛成の方、起立をお願いします。

〔起立少数〕

○相場一夫議長 起立少数。

よって、全員協議会を開かないことにいたします。

これより発議第6号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○相場一夫議長 以上をもちまして、本臨時会の日程は全部終了しました。

以上で平成22年第2回邑楽町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

〔午前11時08分 閉会〕